

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第三十九号

昭和二十三年鳥取縣規則第六十五号鳥取縣薪炭需給調整規則施行細則の一部を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二十九條の二第一項中「普通薪」を「薪」に改め「及び粉炭」を削り、第二項中「普通薪」を「薪」に改め「又は粉炭」を削る。

告示

◇鳥取縣告示第二百三十九号

農業災害補償法第六條及び第七條の規定に基き蚕繭に

昭和二十四年五月二十日 金 曜 日
第二、千、十、二、号

本書ノ大キサハ國定規格A5ヲ

対する共済金額並賦課率を次のように改訂し昭和二十四年春蚕よりこれを適用する。但し掛金率は昭和二十三年五月鳥取縣告示第二百三十二号によるものとし賦課率は昭和二十三年八月鳥取縣告示第三百八十五号による。

昭和二十三年五月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、瓦当共済金額

九〇円を一八〇円に改める。

二、賦課率

縣農業共済保險組合八%を二%に改める

町村農業共済組合一八%を二〇%に改める。

◇鳥取縣告示第二百四十号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により東

伯耆灘手村議會議員候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年五月二十日 日から
昭和二十四年五月二十五日まで

◇鳥取縣告示第二四四十一号

昭和二十四年度第一回毒物劇物管業事業管理人試験を次のとおり施行する。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

試験の種類科目、日時及び場所

筆記試験

毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物に関する性質及び貯蔵その他取扱方法

日時 昭和二十四年六月十五日(水) 午前九時三十分

場所 鳥取市東品治町 取縣購買農業協同組合

実地試験

試験科目

毒物及び劇物の識別及びその取扱

日時、場所は筆記試験施行後決定

筆記試験合格者へ通知する

志願者は昭和二十二年十二月三十一日鳥取縣規則第六十二号(毒物劇物管業取締法施行細則を参照して)昭和二十四年六月十日までに願書に試験手数料百円を添えて直接衛生部薬務課宛提出すること。

◇鳥取縣告示第二四四十二号

次の施設を兒童福祉法第三十五條第二項による兒童福祉施設として四月一日認可した。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

経営主体の組織	施設名称	施設長の氏名	所在地	定員
保育所	市立	米子市 野坂寛治	米子市角盤町 一丁目四〇番地	五〇

00370

◇鳥取縣告示第二四四十三号

鳥取縣木工業振興対策審議会規程を次のように定める。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣木工業振興対策審議会規程

第一條 本会は鳥取縣木工業振興対策審議会(以下審議会とす)とす。

第二條 審議会は縣内木工業の現状についてその資材、技術及び需要等の關係並びにその具体的な対策及び計画をたてこれを強力且つ迅速に実施し本縣木工業の確實な振興を図るを以て目的とする。

第三條 審議会の事務所は鳥取縣經濟部商工課内に置く。

第四條 審議会は会長一名、副会長二名、委員若干名を以て組織する。

審議会の会長は知事とし、副会長は副知事及び木竹製品連合会長をこれに充てる。

木竹製品連合会長は専門委員会の委員を兼ねる事ができる。

委員は縣關係部長並びに關係官庁の職員及び学識経験者の中から知事がこれを任命又は委嘱する。委員の中一名は常任委員とし縣經濟部長をこれに充てる。

第五條 会長は会務を総理する。

会長専断あるときは副会長が会長の職務を代理する。

第六條 審議会には次の専門委員会を設ける。

専門委員会は所定の事項について調査、研究しこれが具体的な計画を作成且つこれを強力に推進せしむるものとする。

第一専門委員会

1、本縣木工業振興対策に関する企画

2、團体の育成

3、木工に関する啓発宣傳

第二専門委員会

1、資金の確保及び健全化

2、資材の確保

3、製品販売機構の確立

第三専門委員会

- 1、集團地共同施設の整備
- 2、品質技術の培養育成
- 3、労務の改善

専門委員会の運営上必要な事項は会長が別にこれを定める。

第七條 審議会には幹事及び書記若干名を置く。

幹事は会長の命を受けて審議会に関する事務を処理する。

書記は会長又は幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第八條 審議会又は専門委員会には関係官吏及び木工関係者を招致して意見を徴することができる。

第九條 審議会に於て決定した事項は中小企業対策部長に報告するものとする。

第十條 本規程に定めるものの外必要な事項は会長がこれを定める。

岩美地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財產差押証票を次のように交付した。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣知事	西尾愛治				
區分	番号	交付年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢査章	一三	昭和二十四年四月二十七日	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	桃孝一
縣稅滯納者財產差押証票	一三	同	同	同	同

◇鳥取縣告示第二百四十五号

岩美地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財產差押証票紛失のため次のものを無効とした。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣知事	西尾愛治				
區分	番号	無効年月日	所屬庁名	職名	氏名
	七三	昭和二十四年四月十日	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	桃孝一
	七三	同	同	同	同

00372

◇鳥取縣告示第二百四十六号

岩美、八頭、東伯、日野地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財產差押証票を次の通り返納並びに交付した。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣知事	西尾愛治				
區分	番号	交付年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢査章	九	昭和二十四年五月一日返納	岩美地方事務所	主事	上村利幸
	一三	同	八頭同	同	田中峯治
	二〇	同	同	同	山内敬
	四三	同	同	同	石野太郎
	九五	同	同	同	山根平八郎
	一三六	同	東伯郡下北條村役場	書記	門脇峯好
	一〇五	同	日野郡溝口町役場	同	部田重三郎
縣稅滯納者財產差押証票	一九	同	岩美地方事務所	主事	上村利幸

鳥取縣知事	西尾愛治				
區分	番号	交付年月日	所屬庁名	職名	氏名
縣稅檢査章	一七九	同二月八日交付	東伯郡下北條村役場	書記	村尾清藏
	一〇五	同三月二日交付	日野郡溝口町役場	同	秋田貢
	一一三	同	同日野村役場	同	加藤健
縣稅滯納者財產差押証票	同	同五月五日交付	岩美地方事務所	主事	山内敬
	同	同	八頭同	同	上村利幸

◇鳥取縣告示第二百四十七号

昭和二十四年二月鳥取縣告示第九十三号(兒童福祉法による措置等のため支出する費用の基準)中兒童福祉法第二十七條第一項第三号の措置に要する費用のうち事業費

00373

は各施設別毎に一八一日当り次のように改訂する。

昭和二十四年五月二十日

施設の種類 鳥取縣知事 西 尾 愛 治
養護施設 三二四一六錢 一三三六四錢 四四四八〇錢
救護院 三七四三三錢 一三三六四錢 五〇四九六錢

この基準は昭和二十四年四月一日から適用する。
昭和二十四年二月鳥取縣告示第九十三号兒童福祉法による措置等のため支出する費用の基準中養護施設、救護院の專業費はこの基準適用の日から廃止する。

◇鳥取縣告示第二四四十八号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡縣村大字福万五九五番地

現住所 同

昭和二十四年五月九日第一、三五八号

田 中 種 子
昭和二年一月五日生

本籍地 西伯郡高麗村大字今津三一九番地
現住所 同

昭和二十四年五月九日第一、三五九号

長 谷 川 八 九 子
大正三年二月二十八日生

本籍地 西伯郡法勝寺村大字武信三三九番地
現住所 同

昭和二十四年五月九日第一、三六〇号

米 田 幸 子
昭和二年九月一日生

本籍地 岩美郡網代村一四三番地
現住所 同

昭和二十四年五月九日第一、三三一号

近 藤 直 子
大正十一年六月十五日生

本籍地 東伯郡古布庄村大字古長三三五番地
現住所 同

00374

現住所 同

昭和二十四年五月九日第一、三六二号

生 田 智 鶴 子
大正十四年三月二十七日生

本籍地 日野郡福榮村大字福塚六五番地

現住所 同

昭和二十四年五月九日第一、三六三号

増 田 竹 子
大正六年十月二十日生

◇鳥取縣告示第二四四十九号

農業災害補償法第六條及び第七條の規定に基き陸稲に對する反当共済金額を次のように改訂し昭和二十四年産陸稲よりこれを適用する。但し共済掛金率及賦課率は昭和二十三年九月鳥取縣告示第四百五十五号による。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、反当共済金額

六〇〇円を二、〇〇〇円に改める
六〇〇円を一、五〇〇円に改める
四〇〇円を一、〇〇〇円に改める

◇鳥取縣告示第二四五十号

農業災害補償法第六條及び第七條の規定に基き水稻に對する反当共済金額を次のように改訂し昭和二十四年産水稻よりこれを適用する。但し共済掛金率及賦課率は昭和二十三年八月鳥取縣告示第三百八十六号により危険階級区分は昭和二十三年一月鳥取縣告示第三十四号による。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、反当共済金額
一、六〇〇円を三、九〇〇円に改める
一、二〇〇円を三、〇〇〇円に改める
八〇〇円を二、〇〇〇円に改める

選舉管理委員會告示

00375

◇鳥取縣選舉管理委員会告示第十五号
 政治資金規正法第十七條及びこれを準用する第十八條の
 規定により提出のあつた、日本社会党鳥取縣連因幡支部
 の解散の際の收支に関する報告書の要旨は左の通りであ
 る。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上根政幸

政党協会その他の団体の解散の際の收支に
 関する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十七條及びこれを準用す
 る第十八條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十四年一月一日
 至同 四月十日

三、報告書要旨

政党協会その他の団体名	寄附及び 収入又は 寄附の総 額	一件千円以 上の寄附 以上五百 円以下の 寄附	総支出 額	一件千円以 上の支出 以上五百 円以下の 支出	報告書受理年月日
件数総額	件数総額	件数総額	件数総額	件数総額	

日本社会党鳥取縣連因幡支部	1	1	1	1	昭和二十四、四、二五
---------------	---	---	---	---	------------

四、主要なる寄附者及び支出なし

◇鳥取縣選舉管理委員会告示第十六号
 政治資金規正法第十三條第一項及びこれを準用する第十
 八條の規定により提出のあつた政党協会その他の団体又
 はその支部の收支に関する報告書(鳥取市議會議員補欠
 選挙に関する分)の要旨は、左の通りである。

昭和二十四年五月二十日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上根政幸

政党協会その他の団体の收支に関する報告書要旨
 一、種類 政治資金規正法第十三條第一項及びこれ
 を準用する第十八條の規定による報告書

00376

二、期間 自昭和二十四年四月十八日(鳥取市長選挙に関する分)
 至同 五月一日(鳥取市議會議員補欠選挙に関する分)

三、報告書の要旨

政党協会その他の団体名	寄附及び 収入又は 寄附の総 額	一件千円以 上の寄附 以上五百 円以下の 寄附	支出総額	一件千円以 上の支出 以上五百 円以下の 支出	報告書受理年月日
件数総額	件数総額	件数総額	件数総額	件数総額	

救国青年連盟鳥取縣支部	1	1	1	1	昭和二十四、五、三
国民協同党鳥取縣支部	1	1	1	1	同
社会革新党鳥取縣連結成準備会	1	1	1	1	同
鳥取縣東部労働組合協議会	1	1	1	1	同
日本共産党鳥取縣委員会	1	1	1	1	同
同 因幡地区委員会	1	1	1	1	同
日本社会党鳥取縣支部連合会	1	1	1	1	同
日本青年共産同盟因幡地区委員会	1	1	1	1	同
日本電氣産業労働組合鳥取縣支部	1	1	1	1	同
同 鳥取支店分会	1	1	1	1	同
同 鳥取営業所分会	1	1	1	1	同
民主自由党鳥取縣支部	1	1	1	1	同
同 因幡部会	1	1	1	1	同

同 岩美支会
民主党鳥取縣支部
四、主要な寄附者及び支出なし

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第二十六号
岩美郡津ノ井村立図書館は昭和二十四年三月三十一日限りこれを廃止した。

昭和二十四年五月二十日
鳥取縣知事 西尾愛治

昭和二十四年五月二十日印刷
昭和二十四年五月二十日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發

刷

鳥取縣

鳥取市

鳥取市

鳥取縣

印

刷

鳥取縣

同 同
五、三